

生食発 0528 第 1 号
令和 2 年 5 月 28 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について

「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。)の公布については、「食品衛生法等の一部を改正する法律の公布について」(平成 30 年 6 月 13 日付け生食発 0613 第 10 号)により、改正法の施行については、「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令の制定について」(令和元年 11 月 7 日生食発 1107 第 1 号。以下「令和元年 11 月通知」という。)によりそれぞれ通知したところです。

今般、と畜場法施行規則第 3 条第 6 項又は第 7 条第 5 項に基づくと畜検査員による検査又は試験及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第 4 条第 4 項に基づく食鳥検査員による検査又は試験(以下「外部検証」という。)について、令和元年 11 月通知において別途通知することとしておりましたその実施に関する手順、評価方法等は別添のとおりとしますので、地域の実情や管轄する施設の規模及び衛生管理の実態に応じた外部検証の実施に遺漏なきよう取り計らわれるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。